

## 事業事前評価表

### 国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第五課

#### 1. 案件名（国名）

国名：フィリピン共和国

件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

#### 2. 事業の背景と必要性

##### (1) 当該国における人材育成の現状と課題

フィリピン共和国（以下「当国」という。）では、各開発課題を取り扱う政府機関及び関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。従って、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、「人材育成奨学計画」（以下「本事業」という。）が取り組む中核となる行政官等の育成が期待されている。

##### (2) 当該国の各開発政策における本事業の位置づけ及び必要性

当国政府は「中期開発計画（2017-2022）」において、包摂的成長の実現に向けた取り組みとして、投資促進、官民協調（Public-Private Partnership: PPP）によるインフラ整備に加えて、ガバナンス強化、社会保障改革、徴税能力の強化、平和構築と安全保障などを掲げている。各分野の行政能力の向上と制度改善は密接に関連しており、当国が直面している各課題に取り組む際に不可欠な問題であるばかりでなく、海外からの援助を適切に受け入れ、実施するためにも緊要なものである。このような課題に対応するために公共政策を専門とし国際的な視野とネットワークを有する行政官の育成が急務となっている。また、バンサモロ新自治政府の設立にむけた当該地域の行政官の育成も喫緊の課題となっており、本事業で行う下記対象分野の人材育成支援は、これら方針及び分析に合致する。

- ① 雇用機会の創出に向けた持続的経済成長（経済・産業政策、投資促進政策、交通インフラ・生計向上事業、行政官の専門分野の知見向上）、
- ② ミンダナオ地域開発／バンサモロ自治政府設立支援（公共政策、インフラ整備・産業振興）

##### (3) 各開発課題に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

「対フィリピン共和国 JICA 国別分析ペーパー」（2014 年 11 月）において、「投資促進を通じた持続的経済成長」及び「ミンダナオ紛争影響地域における平和構築」が重点分野とされている。また当国の政策理念と実施能力に乖離がある点が指摘されており、同分野において中核となる行政官の育成が急務となっている。

我が国の対フィリピン国別援助方針（平成 24 年 4 月）における重点目標としても、「投資促進を通じた持続的経済成長」及び「ミンダナオ紛争影響地域における平和と開発」が定められ、具体的には投資環境整備プログラムとミンダナオの平和と開発プログラムを支援することとされている。後者においては、2014 年 3 月の包括和平合意を踏まえ今後設立予定のバンサモロ新自治政府の円滑な立ち上げに向けた当該地域の行政官の育成も喫緊の課題となっている。以上から、本事業はこれら方針及び分析に

合致する。

(4) 他の援助機関の対応

当国において類似事業を実施する主なドナーとして、米国、オーストラリアが挙げられる。特に米国は産業振興分野における高等教育支援を実施している。

### 3. 事業概要

(1) 事業の目的

当国の政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題の解決を図り、もって人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名：該当なし。

(3) 事業概要

本事業は、若手行政官等を対象に各期に最大 20 名の留学生（修士 20 名）が、本邦大学院で当国の優先開発課題に関する知識習得のため留学することに対し、必要な経費を支援するもの。また、4 期分の受け入れ計画の枠組みを事前に策定し、戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。尚、本年はその第 3 年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 2.64 億円（概算協力額（日本側）：2.64 億円、フィリピン側：0 円）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2017 年 7 月～2020 年 3 月を予定（計 33 カ月）

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

本事業の円滑な実施のために、当国で運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、当国政府側政府関係者と日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議や留学生最終候補者の決定を主に行う。

運営委員会の構成：国家経済開発庁、公務員委員会、外務省、在フィリピン日本国大使館、JICA フィリピン事務所

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担

(9) その他特記事項

### 4. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業実施のための前提条件

特になし。

(2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

- ① 当国政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ③ 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

## 5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

過去の人材育成奨学計画事業（以下、JDS 事業）では、受入分野・受入大学等に関し毎年度ごとの計画策定であったため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。

この点を受け、2008 年度以降新方式による JDS 事業においては、事業効果はその国の発展へとより直接的に繋げることが可能とするべく、協力準備調査（今次調査に該当）を実施して優先課題を特定し、当該課題へ対応するべく 4 期の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

今回に関しても、4 期を通じて対象セクター及び募集対象機関を固定し留学生を受け入れる計画としている。そのために、協力準備調査を実施し、中核人材育成分野の課題を明確にし、より適切な人材を多くの候補者から選出できるよう適切な対象セクター及び募集対象機関の選定を図っている。

## 6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

### (1) 妥当性

この案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- ・ 「2. 事業の背景と必要性」に記載のとおり、各省行政官の能力向上は、フィリピンにおける共通した重要課題であり、また、当事業はフィリピンの開発計画及び同国に対する我が国援助計画とも合致している。
- ・ 行政官を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立案に直接的に関わることができる。
- ・ 行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留学生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は高い。

### (2) 有効性

#### 1) 定量的効果

成功指標	基準値（2017 年）	目標値（2021 年）
留学する学生数（名）	0	20
留学生の学位取得率（％）	0	95

（注）学位取得率については、4 期分の計画 4 期分の計画全体における目標値とする。また、項番 6 に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

#### 2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士）を取得し、各対

象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。

- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

## 7. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる主な指標

6. (2) 1) のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

6. (2) 1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4年に1度調査を行い、取りまとめる。

以 上